

令和 7 年度練馬区産後ケア事業業務委託（単価契約）にかかる事業者募集要領

1 目的

本要領は「練馬区産後ケア事業業務委託（単価契約）」について適した事業者の選定（企画力、技術力、実績等の点から選定する）を行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 練馬区産後ケア事業業務委託（単価契約）
- (2) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
- (3) 履行場所 受託者の産後ケア事業実施施設（「産後ケア訪問」については利用者の居宅）
- (4) 業務内容 基本仕様書（別紙 1）による
産後ケア事業として「母子ショートステイ、母子デイケアおよび産後ケア訪問」の 3 種類のケアを行う。3 種類のうち 2 種類または 1 種類のみを実施することも可能とする。
- (5) 事業種別ごとの経費 別紙 2 のとおり
- (6) 予定数量 基本情報（参考）による

3 参加資格および欠格条項

3 - 1 参加資格

つぎの条件を全て満たすこと。

- (1) 練馬区内または近隣区市（板橋区・豊島区・中野区・杉並区・新宿区・西東京市・武蔵野市・新座市・朝霞市・和光市をいう。以下同じ。）に産後ケア事業が実施できる場所を有している産科医療機関、助産所または産後ケアセンターであること。ただし、「産後ケア訪問」のみを実施する場合は、練馬区内に助産所等を有していること。
- (2) 類似の産後ショートステイやデイケア等について実績があるまたは分娩を取り扱っているなど産後の母子の支援に関する知識および技術において高い専門性を確保していること。ここでいう実績とは助産師・保健師または看護師の専門資格を有する者が母乳育児相談や乳房ケアを実施した実績とする。
- (3) 区の委託する産後ケア事業に従事できる助産師、保健師または看護師（小児科、産婦人科の勤務経験がある者）および食事等が提供できる体制を整えること。

3 - 2 欠格条項 つぎのいずれかに該当する場合、本件に参加できない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号)による入札参加除外措置期間中である者
- (3) 法人の場合は、法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税および地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税および地方消費税を滞納している者。
- (4) 経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員等であるもの(暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む)。法人の場合は、役員等が暴力団員等であるときまたは、暴力団員等が経営に実質的に関与しているとき

4 選定方法

4 - 1 日程(予定)

募集要領の公表	令和 7 年 1 月 10 日(金)
質問書受付期間	令和 7 年 1 月 10 日(金) ~ 令和 7 年 1 月 20 日(月)
質問回答日	令和 7 年 1 月 27 日(月)
参加表明書等提出期限	令和 7 年 2 月 10 日(月)午後 5 時厳守
一次書類審査	令和 7 年 2 月 17 日(月)
ヒアリング日程案内の通知	令和 7 年 2 月 21 日(金)
ヒアリング	令和 7 年 3 月 3 日(月) 令和 7 年 3 月 4 日(火)(予備日)
契約事務開始(予定)	令和 7 年 3 月 10 日(月)

4 - 2 質問回答

募集に関する質問は質問票(別紙3)に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問期間 令和7年1月10日(金)～令和7年1月20日(月)
期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 電子メール(FAXも可)(電話による質問は受け付けない。)
- (3) 担当部署 練馬区健康部健康推進課母子保健係
電子メール：KENKOUSUISIN10@city.nerima.tokyo.jp
FAX：03-5984-1211
- (4) 回答方法 令和7年1月27日(月)までにすべての質問に対し、ホームページ上にて回答を公表する。なお、質問者の情報は伏せた状態で公表する。

4 - 3 参加表明書等の提出

参加を希望する者は、提案書等の提出にあたり、以下の内容で行うこと。

受付期間 令和7年1月10日(金)から令和7年2月10日(月)まで
午前9時から午後5時まで 土日祝を除く。

- (1) 提出方法 提出場所に持参(郵送不可)
- (2) 提出場所 練馬区役所東庁舎6階 健康部健康推進課母子保健係
- (3) 提出書類 つぎの書類を提出すること。

様式があるものについては様式に沿って作成し、1部ずつ綴じて提出する。

提出資料名	説明	提出部数
参加表明書〔様式1〕	必要事項を記載し提出	1部
提案書〔様式2〕	1 業務の実施方針 2 産後ケア類似事業実績 3 産後ケア事業の実施方法(一日の流れ、食事、実施場所等) 4 業務実施体制 5 業務管理者の経歴等 6 緊急時の危機管理体制 7 苦情処理体制 8 個人情報の管理体制 9 その他(特に記載すべき事項)	7部
事業者に関すること	1 団体の概要〔様式3〕 2 産後ケア事業予定施設所在地および図面(特に受託予定部分がわかるように表示) 3 団体の事業内容がわかるパンフレット等	7部

	4 開設者が法人の場合は定款 5 令和5年度の決算に係る財務諸表 6 法人税、法人事業税および消費税の納税証明書 の写し	
安全管理に関するこ と(ショートステイ及 びデイサービスを実 施する場合のみ) 〔様式自由〕	安全に関するマニュアル(事故防止及び安全対 策、児を預かる場合の留意事項、緊急時の対応 体制(対応のフロー図を含む)、重大事案等発 生時の対応などの事項を定めたもの)	7部
見積書〔様式4〕	事業者欄に記入のうえ提出	1部

(4) 提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間後の提案書・参加表明書の差し替えおよび再提出は認めない。

4-4 書類審査

書類審査は、提出物に基づき審査を行う。

4-5 ヒアリング

書類審査の後、提案書等の内容および提案内容についてヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者を受託候補者とする。なお、ヒアリングの日程、場所等は、令和7年2月21日(金)(予定)までに、書面により通知する。

ヒアリング時間は1者あたり25分(プレゼンテーション10分、ヒアリング15分)とする。説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、2名以内とする。

結果は令和7年3月10日(月)(予定)までに書面により通知する。

4-6 評価項目

評価項目については下表のとおり。

(1) 書類審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性	・資金力の有無、経営の安全性 ・従業員数(助産師等の数)
業務実績	・類似事業の実績
提案内容	・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性
練馬区内または近隣区市に 実施場所を有するか	・練馬区内または近隣区市に実施場所を有するか否か

(2) ヒアリング内容

評価項目	評価基準
事業者の安定性	・資金力の有無、経営の安全性 ・従業員数(助産師等の数)

業務実績	・類似事業の実績
提案内容	・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の独自性
実施体制	・利用者への対応 ・施設の安全性の配慮 ・個人情報の取扱い ・医療機関等との連携体制
ヒアリングにおけるプレゼンテーション力	・説明および質疑における的確性、説得力
練馬区内または近隣区市に実施場所を有するか	・練馬区内または近隣区市に実施場所を有するか否か
その他	・その他、特に評価すべき事項の有無

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務内容の詳細を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とする。

6 情報公開

本件事業者選定情報（提出書類を含む）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、別紙4「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき取扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国

以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (10) 提案書等作成のため練馬区から提示された資料は、提案書等作成以外の目的で使用することはできない。また配付する資料は以下のとおりとする。

募集要領（本資料）

基本仕様書（別紙 1）

事業種別ごとの経費および利用者負担金（別紙 2）

質問票（別紙 3）

プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準（別紙 4）

提出資料（様式 1 ~ 4）

基本情報（参考）

8 担当

練馬区健康部健康推進課母子保健係 牧野・里内

練馬区豊玉北 6 - 1 2 - 1 練馬区役所東庁舎 6 階

電話 03-5984-4621

FAX 03-5984-1211